

岩手県告示第958号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第104条第1号に規定する漁業に係る次の加入区について、同法第105条の2第4項の規定により、同条第3項の規定による届出を審査した結果、同条第1項に規定する要件に適合すると認める。

平成22年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

加入区の名称	漁業の区分
角浜加入区	わかめをとる漁業、こんぶをとる漁業
川尻浜加入区	わかめをとる漁業、こんぶをとる漁業
種市加入区	わかめをとる漁業、こんぶをとる漁業
鹿糠浜加入区	わかめをとる漁業、こんぶをとる漁業
玉川浜加入区	わかめをとる漁業、こんぶをとる漁業
戸類家加入区	わかめをとる漁業、こんぶをとる漁業
宿戸加入区	わかめをとる漁業、こんぶをとる漁業
小子内浜加入区	わかめをとる漁業、こんぶをとる漁業
有家浜加入区	こんぶをとる漁業
南侍浜加入区	こんぶをとる漁業
久慈浜加入区	こんぶをとる漁業
二子加入区	こんぶをとる漁業
小袖加入区	わかめをとる漁業、こんぶをとる漁業
久喜加入区	わかめをとる漁業、こんぶをとる漁業
野田加入区	わかめをとる漁業
玉川加入区	わかめをとる漁業
宮古外洋加入区	こんぶをとる漁業
重茂加入区	こんぶをとる漁業
大浦加入区	こんぶをとる漁業